



平成 29 年分

相続税の申告の状況

(平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日※)

関 東 信 越 国 税 局 計

平成 30 年 12 月 13 日

関 東 信 越 国 税 局

《担当》

国税広報広聴室 報道係

電話：048-600-3111（内線 2043）

※ 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に亡くなられた方に係る申告事績



平成29年分の相続税の申告状況について

平成29年中（平成29年1月1日～平成29年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。

（注）平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われています。

1 被相続人数等

平成29年中に亡くなられた方（被相続人数）は約19万7千人（平成28年約19万2千人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約1万5千人（平成28年約1万4千人）で、課税割合は7.8%（平成28年7.5%）となっており、平成28年より0.3ポイント増加しました。

2 課税価格

課税価格の合計は1兆9,899億円（平成28年1兆9,066億円）で、被相続人1人当たりでは1億3,004万円（平成28年1億3,194万円）となっています。

3 税額

税額の合計は2,210億円（平成28年2,083億円）で、被相続人1人当たりでは1,444万円（平成28年1,442万円）となっています。

4 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、土地40.8%（平成28年43.6%）、現金・預貯金等31.5%（平成28年29.7%）、有価証券11.0%（平成28年10.6%）の順となっています。

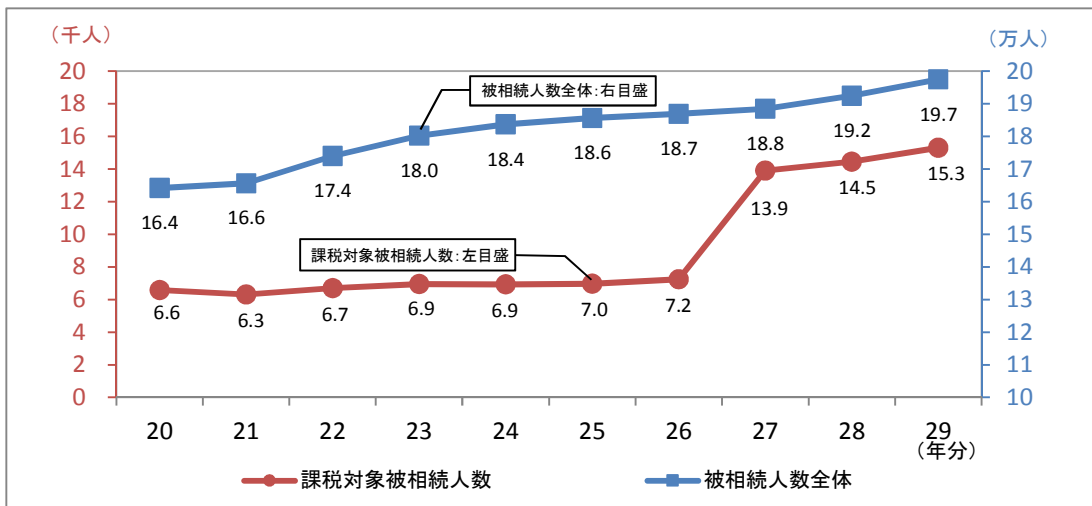
相続税の申告事績

項目		年分等	平成28年分 ^(注1)	平成29年分 ^(注2)	対前年比	
①	被相続人数(死亡者数) ^(注3)	人	192,373	197,426	102.6%	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 3,792	14,450	15,302 外 4,048	105.9% 外 106.8	
③	課税割合 (②/①)	%	7.5	7.8	ポイント 0.3	
④	相続税の納税者である相続人数	人	32,328	33,999	105.2%	
⑤	課税価格 ^(注4)	億円 外 2,017	19,066	19,899 外 2,173	104.4% 外 107.7	
⑥	税額	億円	2,083	2,210	106.1%	
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	課税価格 ^(注4) (⑤/②)	万円 外 5,319	13,194	13,004 外 5,368	98.6% 外 100.9
⑧		税額 (⑥/②)	万円	1,442	1,444	100.1%

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

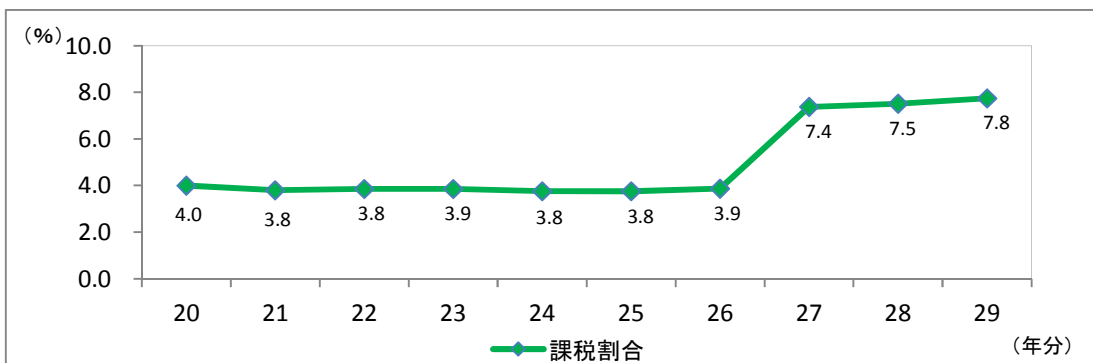
被相続人数の推移

(付表1)



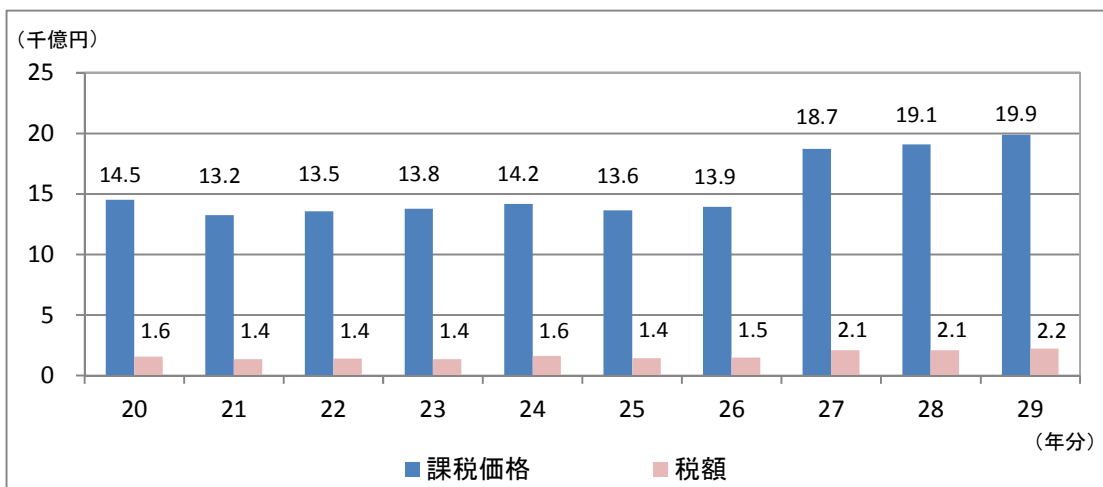
課税割合の推移

(付表2)



相続税の課税価格及び税額の推移

(付表3)



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の推移

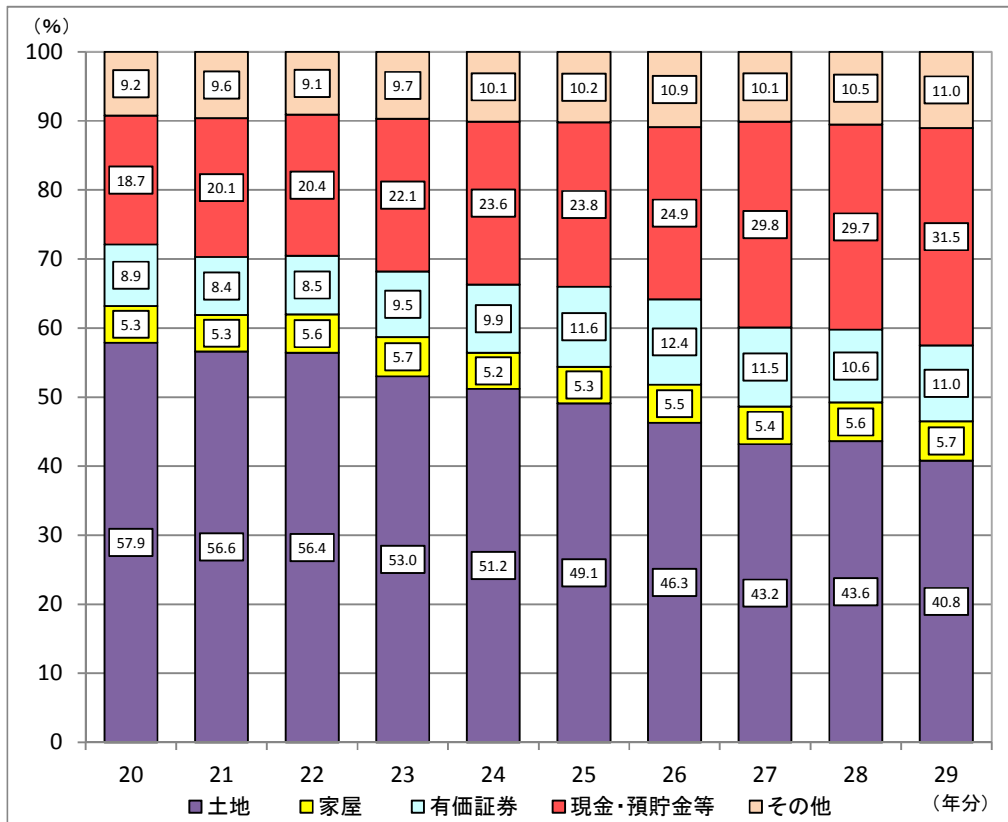
(付表4)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成20年	9,258	853	1,423	2,987	1,476	15,997
21	8,178	766	1,214	2,899	1,393	14,450
22	8,385	836	1,270	3,041	1,348	14,880
23	7,992	862	1,432	3,332	1,465	15,083
24	7,956	809	1,536	3,660	1,565	15,526
25	7,287	791	1,715	3,530	1,509	14,832
26	7,018	835	1,883	3,780	1,651	15,167
27	8,795	1,099	2,342	6,058	2,065	20,359
28	8,968	1,144	2,179	6,123	2,172	20,586
29	8,743	1,212	2,360	6,747	2,351	21,413

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の構成比の推移

(付表5)



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続税の申告事績(各県別)

項目	年分等		平成28年分		平成29年分		対前年比		
合計	被相続人数(死亡者数)		192,373	人	197,426	人	102.6	%	
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 3,792	14,450	人	15,302	人	106.8	%	
	課税割合		7.5	%	7.8	%	105.9	ポイント	
	課税価格	外 2,017	19,066	億円	2,173	19,899	億円	107.7	%
	税額		2,083	億円	2,210	億円	106.1	%	
茨城県	被相続人数(死亡者数)		31,414	人	32,260	人	102.7	%	
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 413	1,885	人	1,846	人	116.2	%	
	課税割合		6.0	%	5.7	%	97.9	ポイント	
	課税価格	外 245	2,235	億円	272	2,157	億円	111.0	%
	税額		228	億円	192	192	億円	84.2	%
栃木県	被相続人数(死亡者数)		21,436	人	21,829	人	101.8	%	
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 323	1,351	人	1,570	人	113.3	%	
	課税割合		6.3	%	7.2	%	116.2	ポイント	
	課税価格	外 182	1,624	億円	215	1,855	億円	118.1	%
	税額		148	億円	169	169	億円	114.2	%
群馬県	被相続人数(死亡者数)		22,125	人	22,585	人	102.1	%	
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 349	1,668	人	1,704	人	109.5	%	
	課税割合		7.5	%	7.5	%	102.2	ポイント	
	課税価格	外 189	2,020	億円	211	1,952	億円	111.6	%
	税額		171	億円	165	165	億円	96.6	%
埼玉県	被相続人数(死亡者数)		63,466	人	65,764	人	103.6	%	
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 1,965	6,238	人	2,084	6,706	人	106.1	%
	課税割合		9.8	%	10.2	%	107.5	ポイント	
	課税価格	外 983	9,567	億円	1,056	9,874	億円	107.4	%
	税額		1,230	億円	1,244	1,244	億円	101.1	%
新潟県	被相続人数(死亡者数)		28,822	人	29,323	人	101.7	%	
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 366	1,602	人	349	1,707	人	95.4	%
	課税割合		5.6	%	5.8	%	106.6	ポイント	
	課税価格	外 215	1,793	億円	199	1,981	億円	92.6	%
	税額		153	億円	220	220	億円	143.8	%
長野県	被相続人数(死亡者数)		25,110	人	25,665	人	102.2	%	
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 376	1,706	人	387	1,769	人	102.9	%
	課税割合		6.8	%	6.9	%	103.7	ポイント	
	課税価格	外 203	1,827	億円	220	2,080	億円	108.4	%
	税額		153	億円	220	220	億円	143.8	%

- (注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」による。
4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。